

議案第 15 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を
改正する規則について

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正す
る規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表通学指導員の項中「6人」の次に「以内」を加え、同表学校図書館スーパーバイザーの項中「学校図書館司書」を「学校司書」に改め、同表中教科指導員の項、教育研究所職員、研究員の項及び青少年相談室職員、研究員の項を削り、同表青少年相談室職員、心理カウンセラーの項中「2人」を「3人」に、「不登校児童生徒支援員」を「不登校生徒支援員」に改め、同部スクールソーシャルワーカーの項中「不登校児童生徒支援員」を「不登校生徒支援員」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | | 現行 | |
|---------------|--------|--|--|
| 別表(第2条関係) | | | |
| 職名 | 定数 | 設置目的及び主な職務 | |
| 通学指導員 | 6人以内 | 大和市立学校に通学する児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通の整理児童生徒の誘導及び通学上の指導を行う。 | 大和市立学校に通学する児童生徒の登下校時の安全を確保するため、交通の整理児童生徒の誘導及び通学上の指導を行う。 |
| 略 | | | |
| 学校図書館スーパーバイザー | 略 | 学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援並びに学校図書館司書への指導及び助言を行う。 | 学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援並びに学校図書館司書への指導及び助言を行う。 |
| 略 | | | |
| 教科指導員 | 7人 | 教科指導の専門事項に対する指導助言の充実を図るため、教員に対して学校訪問による教科指導を行う。 | 教科指導の専門事項に対する指導助言の充実を図るため、教員に対して学校訪問による教科指導を行う。 |
| 略 | | | |
| 教育研究所職員 | 指導担当員 | 略 | 略 |
| | 研究員 | 40人以内 | 本市教育の発展と改善に資するため、教育課題に関する調査研究を行う。 |
| | 教育史担当員 | 略 | 略 |

| 略 | | 相談員 | 略 | 略 |
|------------------------|----|--|---|---|
| 青少年相談室職員 | | | | |
| 略 | | | | |
| 心理カウンセラー | 3人 | 青少年の健全育成に資するた め、特に困難な教育相談、心 理テストの実施、教育支援教 室に通う児童生徒へのカウンセ ーリング並びに相談員及び不 登校生徒支援員への指導及び 助言を行う。 | | |
| スクーラー ソーシャ ルワーカー | 略 | 青少年の健全育成に資するた め、問題を抱える青少年及び その保護者の相談に応じ、関 係機関と連携して当該青少年 の置かれた環境の調整を行 い、並びに相談員及び不登校 生徒支援員への指導及び助言 を行う。 | | |

| 略 | | 相談員 | 略 | 略 |
|------------------------|----|--|---|---|
| 青少年相談室職員 | | | | |
| 相談員 研究員 | 1人 | 青少年の健全育成に資するた め、青少年問題に関する調査 研究を行う。 | | |
| 略 | | | | |
| 心理カウンセラー | 2人 | 青少年の健全育成に資するた め、特に困難な教育相談、心 理テストの実施、教育支援教 室に通う児童生徒へのカウンセ ーリング並びに相談員及び不 登校児童生徒支援員への指導 及び助言を行う。 | | |
| スクーラー ソーシャ ルワーカー | 略 | 青少年の健全育成に資するた め、問題を抱える青少年及び その保護者の相談に応じ、関 係機関と連携して当該青少年 の置かれた環境の調整を行 い、並びに相談員及び不登校 児童生徒支援員への指導及び 助言を行う。 | | |

議案第 16 号

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市教育研究所設置条例施行規則（昭和41年大和市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条中「教育委員会」を削り、同条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育局設置条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。</p> | <p><u>(研究員)</u></p> <p><u>第4条 教育研究所に必要に応じて研究員をおくことができる。</u></p> <p><u>2 研究員は、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会</u>教育長が別に定める。</p> |

議案第 17 号

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年相談室設置条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大和市青少年相談室設置条例施行規則 新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------|--|
| <p>(職員) 第3条 略</p> | <p>(職員) 第3条 略 2 <u>相談室に必要に応じて研究員を置くことができる。</u></p> |

議案第 18 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

平成 28 年 3 月 29 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「各号の」を「各号に」に改め、同条第6号中「専決 課長」の次に「（指導室長並びに教育研究所長及び青少年相談室長を含む。以下同じ。）」を、「主任指導主事」の次に「（以下「主幹等」という。）」を加え、「別表」を「別表第1及び別表第2」に、「指定して、実務上」を「指定し、その権限を実務上」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第3号から第5号までを3号ずつ繰り下げ、同条第2号中「職務を」を「責任事項を」に、「職務上」を「職位上」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 調整 方針に対する2以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。

第2条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 職務 職位に課せられた業務をいう。

(3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。

第2条に次の3号を加える。

(10) 代行 決裁する者が不在のため、その上位の職位にある者が代わって決裁することをいう。

(11) 事務局 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条第1号に規定する事務局をいう。

(12) 所管機関 組織規則第2条第2号に規定する所管機関をいう。

第3条に次の2号を加える。

(6) この訓令、規則等で特に合議が必要であると定められている事項については、当該合議が整うまで決定の効力は生じないものとする。この場合の調整は、決定権を有する直上位者が行う。

(7) この訓令により、自己の権限内と判断された事務であっても特異な事項と判断した場合には、上司の審査及び決定を受けなければならない。

第6条を削る。

第7条第1項中「所属」を削り、同条を第6条とする。

第8条第2項後段中「次長」を「、次長」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「所属」を削り、同条を第9条とする。

第11条の見出し中「専任参事」を「担当部長」に改め、同条第1項中「担当部長、担当課長、

学校給食共同調理場長」を「担当部長、参事、担当課長、主幹等及び学校給食共同調理場長」に、「第8条」を「第7条」に改め、「担当部長について」の次に「、第5条第3号及び第7条第2項並びに別表第1及び別表第2の次長の項は参事について」を、「主幹兼係長の項は」の次に「主幹等及び」を加え、同条第2項中「担当部長」の次に「、参事」を加え、「場長」を「主幹等及び場長」に、「所属する長」を「上司」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(類推による決裁)

第11条 この規程に決裁事項として定められていない事項であっても、事務内容により決裁することが適当であると認められるものは、この規程に準じて決裁することができる。

第13条中「第12条」を「前条」に、「第7条第3項」を「第6条第3項」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別表第1(1)文書関係の表例規文書の項中「教育総務課」を「教育総務課長」に改め、同表中

| | | | |
|---|---|--|------|
| 大和市立学校が保管する行政文書に係る事務を所掌する課等の長は、当該公文書の公開に係る事項を決裁 | を | ① 教育総務課長へ合議 ② 大和市立学校が保管する行政文書に係る事務を所掌する課等の長は、当該行政文書の公開に係る事項を決裁 | に改め、 |
| 大和市立学校が管理する個人情報に係る事務を所掌する課等の長は、当該個人情報の開示等に係る事項を決裁 | | ① 教育総務課長へ合議 ② 大和市立学校が管理する個人情報に係る事務を所掌する課等の長は、当該個人情報の開示等に係る事項を決裁 | |

同表一般文書、公印の項を削り、同表一般文書、收受及び発送の項中「受理」を「收受」に改め、

| | | | | | | | |
|-----|------|--|--|---------------------------|--------|--|---|
| 同表中 | 異議申立 | | | ① 異議申立書の受理 ② 補正及び釈明の命令 | 決定書の決定 | | を |
|-----|------|--|--|---------------------------|--------|--|---|

| | | | | | | |
|------|--|--|-------|--------------------------|-----------|-------|
| 審査請求 | | | 補正の命令 | ① 審査請求書 受付の報告 ② 裁決 | 教育総務課長へ合議 | に改める。 |
|------|--|--|-------|--------------------------|-----------|-------|

別表第1(2)人事関係の表事務分担の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|----|--|----------------------|--|------------------|---------------|
| 任免 | | 予算の範囲内での 非常勤職員の任免 | | 非常勤特別職 の職員の任免 | 教育総務課長 に合議 |
|----|--|----------------------|--|------------------|---------------|

別表第1(2)人事関係の表休暇等の承認の項を次のように改める。

| | | | | | | | |
|----------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|---|---------------------------------|--------|----------------------|--|
| 休 暇 等 の 承 認 | 休暇、欠 勤、職務 に専念す る義務の 免除 | 指導主事及 び主査以下 の年次休暇 及び夏季休 暇 | 場長及び主幹 等以下（主幹 兼係長の権限 に属するもの を除く。） | 参 事、 課長 及び 担当 課長 | 次 長 | 部長 及び 担当 部長 | 療養休暇、出産休暇、介護休暇、 育児休業、部分休業及び欠勤並び に大和市職員の職務に専念する義 務の特例に関する条例第2条第3 号の「任命権者が定める」基準に ついて（昭和47年大和市例規通 |
| | 育 児 休 業、部分 休業 | | | | | 全職 員 | 達）第1号、第7号及び第10号に ついては、教育総務課長に合議 |

別表第1（2）人事関係の表服務、勤務命令の項中「係長及び場長」を「場長及び主幹等以下」に、「課長及び」を「参事、課長及び」に改め、同表服務、同表服務、営利企業等の従事又は許可の項中「等の」を「への」に、「又は」を「等の」に改め、身分証明書の交付の項中「人事主管の課長」を「教育総務課長」に改め、同表服務、旅行命令の項中「係長及び場長」を「場長及び主幹等以下（主幹兼係長の権限に属するものを除く。）」に、「課長及び」を「参事、課長及び」に改める。

別表第1（3）その他の表事務引継の項中「主幹等及び係長」を「場長及び主幹等」に改める。

別表第2教育総務課、秘書の項中「連絡調整並びに」を「連絡、調整及び」に改め、同表教育総務課、儀式ほう賞の項中「1」を「①」に、「2」を「②」に改め、同表教育総務課、総合計画の項中「総合計画の策定と改正」を削り、同表教育総務課、実施計画の項中「実施計画の策定と改正」を削り、同表教育総務課、総合調整の項中「教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの」を削り、同項部長の欄に「教育行政に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの」を加え、同表教育総務課、例規の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----|---------------|--|-----------|
| 公印 | ① 事前公印の使用承認 | | 公印の新調、改刻及 |
| | ② 公印の印影の刷込み承認 | | び廃止の承認 |

別表第2教育総務課、採用・更新の項を次のように改める。

| | | | | |
|-------|--|-------------------------------|--|---|
| 採用・更新 | | 臨時的任用 職員の採用 及び給与の 決定 | ① 職員の採用及び初 任給の決定 ② 任期付職員及び再 任用職員の更新 | ① 部長の決裁事項については、 決定後市長へ通知 ② 教育長の決裁事項のうち職員 の採用の決定については、事前 に市長の承認を受けること。 |
|-------|--|-------------------------------|--|---|

別表第2教育総務課、臨時的職員等任免の項を削り、同表教育総務課、昇任及び昇給の項中「教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）別表第1」を「大和市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年大和市条例第1号）別表第5」に、「3級以上に係る」を「3級以上への」に改め、同表教育総務課、配置、異動等の項中「① 職員」の次に「（学校職員を含む）」を加え、「関係資料の決定」を「決定」に改め、同表教育総務課、学校財産管理の項中「施設整備」を削り、同表教育総務課、学校警備の項部長の欄を次のように改める。

| |
|----------|
| 学校警備等の計画 |
|----------|

別表第2学校教育課、学事の項中「特別支援学級就学援助」を「特別支援学級就学奨励」に改め、同表学校教育課、就学の項中「準要保護世帯」を「就学援助に係る準要保護世帯」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職務 職位に課せられた業務をいう。</p> <p>(3) 責任事項 職務の遂行に伴う活動を列挙したものをいう。</p> <p>(4) 権限 責任事項を遂行するために必要な指揮、命令、決定等を行う職務上の決定権をいう。</p> <p>(5) 調整 方針に対する2以上の立案等の相互補完、均整又は統合を図ることをいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 専決 課長(指導室長並びに教育研究所長及び青少年相談室長を含む。以下同じ。)及び係長のうち主幹又は主任指導主事(以下「主幹等」という。)を兼ねる者(以下「主幹兼係長」という。)の決裁事項のうち別表第2に規定する事項を当該課長及び主幹兼係長の管理の下において、所定職員を指定し、その権限を実務上行使用させることをいう。</p> <p>(10) 代行 決裁する者が不在のため、その上位の職位にある者が代</p> | <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 権限 職務を遂行するために必要な指揮、命令、決定等を行う職務上の決定権をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 専決 課長及び係長のうち主幹又は主任指導主事を兼ねる者(以下「主幹兼係長」という。)の決裁事項のうち別表に規定する事項を当該課長及び主幹兼係長の管理の下において、<u>所定職員を指定して、実務上行</u>使用させることをいう。</p> |

わって決裁することをいう。

(11) 事務局 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）第2条第1号に規定する事務局をいう。

(12) 所管機関 組織規則第2条第2号に規定する所管機関をいう。

(権限行使の基準)

第3条 権限の行使に当たっては、おおむね次に掲げる基準によるものとする。

(1)～(5) 略

(6) この訓令、規則等で特に合議が必要であると定められている事項については、当該合議が整うまで決定の効力は生じないものとする。この場合の調整は、決定権を有する直上位者が行う。

(7) この訓令により、自己の権限内と判断された事務であっても特異な事項と判断した場合には、上司の審査及び決定を受けなければならない。

(決裁の順序)

第6条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事

(権限行使の基準)

第3条 権限の行使に当たっては、おおむね次に掲げる基準によるものとする。

(1)～(5) 略

(決裁に係る報告)

第6条 決裁者は、決裁をした場合において必要があるときは、その決裁をした事項を所屬上司に報告しなければならない。

(決裁の順序)

第7条 決裁に至るまでの手続過程は、決裁を受けるべき事項に係る事

務を主管とする係長又は主幹兼係長から順次上司の決裁を経て、決裁者の決裁を受けるものとする。

2・3 略

(代決)

第7条 略

2 部長が不在のときは、次長がその事務を代決する。この場合において、次長も不在のときは主管課長がその事務を代決する。

3・4 略

(代決できる事項)

第8条 略

(代決後の手続)

第9条 代決をした事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書を上司の閲覧に供しなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りではない。

(担当部長等の決裁等)

第10条 担当部長、参事、担当課長、主幹等及び学校給食共同調理場長（以下「場長」という。）は、その特定の業務等に係る事項について決裁の必要が生じた場合には、第5条第2号及び第7条第1項並びに別表第1及び別表第2の部長の項は担当部長について、第5条第3号

務を主管とする係長又は主幹兼係長から順次所属上司の決裁を経て、決裁者の決裁を受けるものとする。

2・3 略

(代決)

第8条 略

2 部長が不在のときは、次長がその事務を代決する。この場合において、次長も不在のときは主管課長がその事務を代決する。

3・4 略

(代決できる事項)

第9条 略

(代決後の手続)

第10条 代決をした事項については、速やかに所属上司に報告し、又は関係文書を所属上司の閲覧に供しなければならない。ただし、上司が指定した事項については、この限りではない。

(専任参事等の決裁等)

第11条 担当部長、担当課長、学校給食共同調理場長（以下「場長」という。）は、その特定の業務等に係る事項について決裁の必要が生じた場合には、第5条第2号及び第8条第1項並びに別表第1及び別表第2の部長の項は担当部長について、第5条第4号及び第8条第3項

及び第7条第2項並びに別表第1及び別表第2の次長の項は参事に
ついて、第5条第4号及び第7条第3項並びに別表第1及び別表第2の
課長の項は担当課長について、第5条第5号及び第7条第4項並びに
別表第1の主幹兼係長の項は主幹等及び場長について準用する。

2 担当部長、参事、担当課長、主幹等及び場長は、前項に規定する決
裁をする場合には、あらかじめ、上司及び関係職員と協議し、疑義、
混同等が生じないようになさなければならない。

(類推による決裁)

第11条 この規程に決裁事項として定められていない事項であっても、
事務内容により決裁することが適当であると認められるものは、この
規程に準じて決裁することができる。

(教育長職務代理者による事務処理の特例における決裁)

第13条 第2条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、事
務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長職務代理者による事
務処理の特例を適用する場合に準用する。この場合において、第2
条、第5条、第6条第3項及び第7条第1項並びに別表第1決裁事項
\決裁者の項及び別表第2決裁事項\決裁者の項中「教育長」とある
のは、「教育部長」又は「教育総務課長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

(1) 文書関係

| | | | | | | |
|----------|-------|----|----|----|-----|----|
| 決裁事項\決裁者 | 主幹兼係長 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
|----------|-------|----|----|----|-----|----|

並びに別表第1及び別表第2の課長の項は担当課長について、第5条
第5号及び第8条第4項並びに別表第1の主幹兼係長の項は場長につ
いて準用する。

2 担当部長、担当課長、場長は、前項に規定する決裁をする場合に
は、あらかじめ、所属する長及び関係職員と協議し、疑義、混同等が
生じないようになさなければならない。

(教育長職務代理者による事務処理の特例における決裁)

第13条 第2条から第12条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、
事務委任規則第6条第1項の規定に基づき、教育長職務代理者による
事務処理の特例を適用する場合に準用する。この場合において、第2
条、第5条、第7条第3項及び第8条第1項並びに別表第1決裁事項
\決裁者の項及び別表第2決裁事項\決裁者の項中「教育長」とある
のは、「教育部長」又は「教育総務課長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

(1) 文書関係

| | | | | | | |
|----------|-------|----|----|----|-----|----|
| 決裁事項\決裁者 | 主幹兼係長 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
|----------|-------|----|----|----|-----|----|

| | | | | | | | | |
|--------|--------------------------------------|------------|-------------------------------|--|--|--------|--|--|
| 收受及び発送 | 文書の 收受、送 発（所定 職員にさ こせると） | させる こと） | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | |
| 処理 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | |
| 異議申立 | | | | | | | | |
| | | | ① 異議申立書の受理 ② 補正及び釈明の命 令 | | | 決定書の決定 | | |
| 略 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|--|-------|--|--|-----------|--|--|
| 收受及び発送 | 文書の 收受、送 発（所定 職員にさ こせると） | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | |
| 処理 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | |
| 審査請求 | | | 補正の命令 | | | 教育総務課長へ合議 | | |
| ① 審査請求書の受付の報告 ② 裁決 | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | |

(2) 人事関係

| | | | | | | |
|-------------|-----------|----|----|----|-----|----|
| 決裁事項 決裁者 | 主幹兼係 長 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
| 事務分担 | | 略 | | | | 略 |

(2) 人事関係

| | | | | | | |
|-------------|-----------|----|----|----|--------------------------|--------------------|
| 決裁事項 決裁者 | 主幹兼係 長 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
| 事務分担 任免 | | 略 | | | 非常勤 特別職 の職員 の任免 | 略 教育総務課 長に合議 |

| | | | | | |
|------|-----------|---|---|---|---|
| 決裁者 | 係長 | | | | |
| 略 | | | | | |
| 事務引継 | 場長及び主幹等以下 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | | | | | |

別表第2（第4条関係）

| 主管課 | 決裁事項 \ 決裁者 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
|---------------|---------------|------------------------------|----|----|-----|---|
| 教育総務課 | 秘書 | ① 教育長会の連絡、調整及び文書の処理 ②～④ 略 | 略 | 略 | 略 | |
| 略 | | | | | | |
| 儀式 ほう 賞 | 略 | | | | | ① 課長の決裁事項については他課等との調整を行うこと。 ② 教育長の決裁事項については、主管課等へ連絡すること。 |
| 総合 | 略 | | | 略 | 略 | 略 |

| | | | | | |
|------|-----------|---|---|---|---|
| 決裁者 | 係長 | | | | |
| 略 | | | | | |
| 事務引継 | 主幹等及び係長以下 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 略 | | | | | |

別表第2（第4条関係）

| 主管課 | 決裁事項 \ 決裁者 | 課長 | 次長 | 部長 | 教育長 | 備考 |
|---------------|---------------|------------------------------|----|----|-------|---|
| 教育総務課 | 秘書 | ① 教育長会の連絡調整並びに文書の処理 ②～④ 略 | 略 | 略 | 略 | |
| 略 | | | | | | |
| 儀式 ほう 賞 | 略 | | | | | 1 課長の決裁事項については他課等との調整を行うこと。 2 ②の教育長の決裁事項については、主管課等へ連絡すること。 |
| 総合 | 略 | | | 略 | 総合計画の | 略 |

| | | | | | | | | | |
|--|--------|---|----------|--|--|--|--------|--|----------|
| | 昇任及び昇給 | | | | | | の非常勤職員 | | 決定後市長へ通知 |
| | 昇任及び昇給 | 昇給の決定 ② 大和市一般職の職員に給与に関する条例(昭和29年大和市条例第1号)に別表第5に定める行政職給料表(1)の3級以上への昇任(昇格)の市長事前協議 ③ 昇任(昇格)の決定 | 決定後市長へ通知 | | | | | 昇給の決定 ② 教育長、部長及び大和市一般職の職員の初任給、昇給等に関する規則(昭和40年大和市規則第8号)別表第1に定める行政職給料表(1)の3級以上に係る昇任(昇格)の市長事前協議 ③ 昇任(昇格)の決定 | 決定後市長へ通知 |
| | 昇任及び昇給 | | | | | | | ① 職員の | 決定後市長へ通知 |

| | | | | | |
|----------------|-----------------------------------|--------------|--|---|---|
| 置、 異動 等 | | | <u>（学校職 員を含む）</u> の配 置及び異 動の決定 ② 休職 （専従休 職を除 く。）処 分 | 配置及び 異動関係 資料の決 定 ② 休職 （専従休 職を除 く。）処 分 | |
| 略 | | | | | |
| 学校 財産 管理 | ①・② 略 ③ 学校管理備 品の整備計画 ④ 略 | | | 学校 財産 管理 ①・② 略 ③ 学校施設整 備管理備品の 整備計画 ④ 略 | |
| 学校 警備 | | 学校警備 等の計画 | | 学校 警備 | ① 且 直代 行の 用画 ② 計 警等 の画 備の 画 |
| 略 | | | | | |
| 学校 | | | | | 学校 |
| 略 | | | | | |
| 略 | | | | | |

| | | | | | | |
|-----|----|-------------------------------------|--|---|--|--|
| 教育課 | 学事 | ① 児童生徒の 就学援助 ② 特別支援学 級就学奨励 | | 略 | | |
| | 就学 | 略 | | | ① 就学 援助に 係る準 要保護 世帯の 認定 ② ～ ④ 略 | |
| 略 | | | | | | |
| 教育課 | 学事 | ① 児童生徒の 就学援助 ② 特別支援学 級就学奨励 | | 略 | | |
| | 就学 | 略 | | | ① 準 要保護 世帯の 認定 ② ～ ④ 略 | |
| 略 | | | | | | |